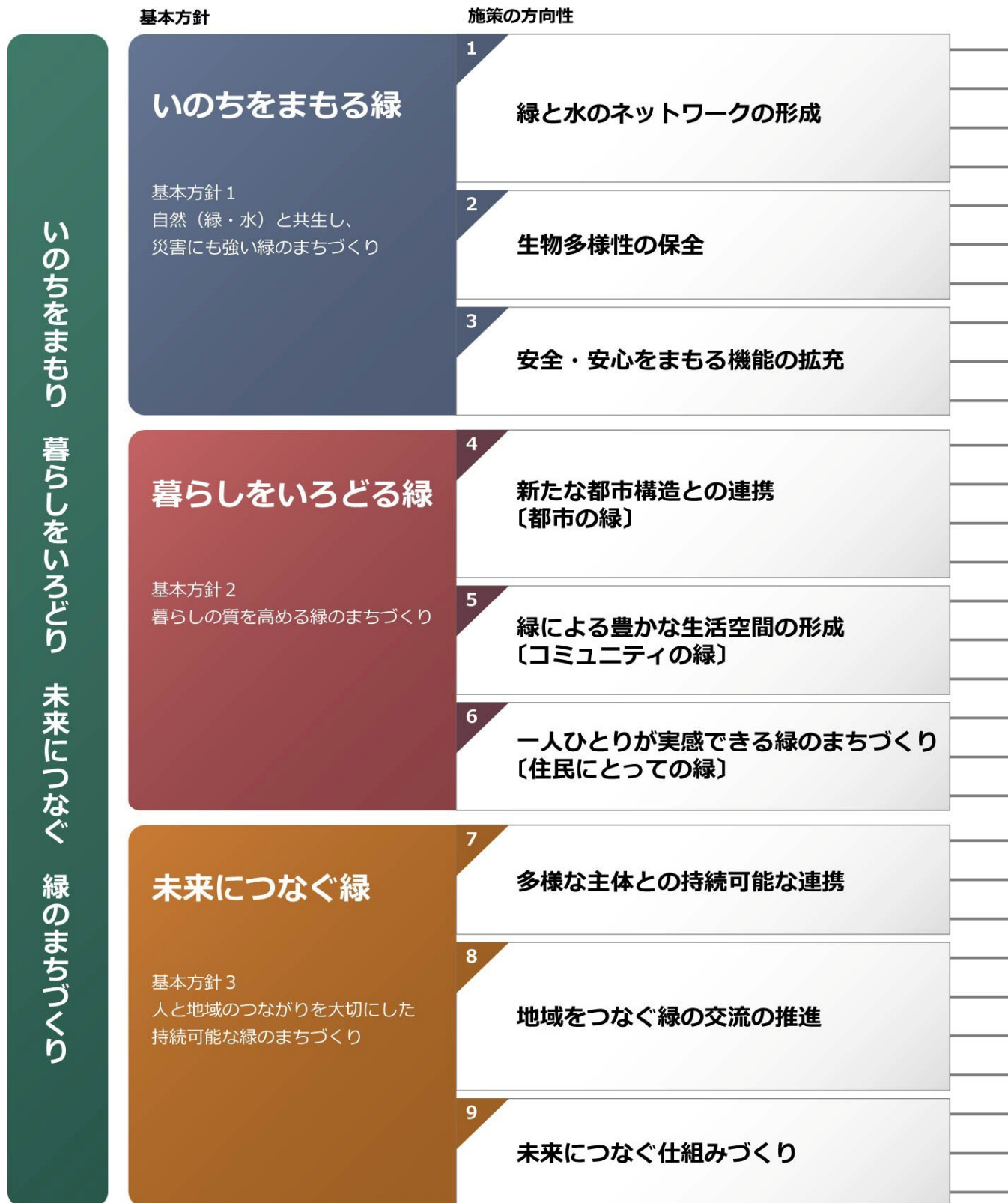


第4章 これからの緑のまちづくり

1 施策の体系

めざすべき緑の姿を実現するため、3つの基本方針に基づいた以下の施策の展開を図ります。



具体的な施策	主な施策内容
河川と海岸線の緑の保全と活用	良好な水辺環境の保全と活用
樹林地の保全	樹林地・社寺林の保全・活用、竹林の適正管理
ため池の保全と活用	ため池と周辺樹林地の保全・活用
農地の保全と農地利用の最適化	農地保全の啓発、農地バンク制度の充実
里地里山の保全と活用	各種団体と協働による保全活動の推進、自然観察会や体験プログラムなどの充実
環境保全活動の推進	河川・ため池の水辺環境の生物多様性保全、環境学習や住民交流の場としての利活用
外来種対策の推進	住民への啓発、特定外来生物の侵入防止
公園などの防災・減災機能の強化	防災公園として三丁公園の整備、指定緊急避難場所の防災・減災機能の強化
グリーンインフラ推進による防災・減災の取組み	緑とオープンスペースが有する防災・減災機能の活用
利用者の安全に配慮した緑のまちづくり	公園施設の更新・修繕と植栽の適正管理
拠点となる公園・緑地の維持・充実	あいち健康の森公園の利活用、於大公園の再整備事業の推進
グリーンインフラ活用型の都市づくりの推進	緑と水を活かした都市空間の形成、緑による雨水流出の抑制や暑熱対策
公共施設の緑化推進	公共施設の緑化推進、公共施設緑地の整備と維持・充実
古いまち並みの景観に配慮した緑のまちづくり	社寺・史跡地・古いまち並みの景観の保全
身近に感じる公園・緑地などの整備・管理	空き地などを活用した公園・緑地の整備、計画段階からの住民との協働
緑を感じて歩く道の整備	於大のみちの緑道整備と管理、街路樹・沿道・沿川の民有地緑化の推進
コミュニティの核となる緑とオープンスペースの確保	市民緑地認定制度を活用した緑のまちづくり
緑に関する環境意識の向上	環境学習や住民交流の場の充実
住民が楽しめる緑のまちづくり	町内の魅力を再発見できる場の提供
住民の多様なニーズへの対応	誰もが遊べるインクルーシブパークの整備推進
アダプトプログラムによる地域活動の推進	道路や公園などの美化・保全活動の推進
緑地保全・緑化推進活動団体の育成・支援	地域活動団体の育成支援、「みどり法人」制度の活用
民間活力導入による公園の管理運営	指定管理者制度や公園設置管理許可制度などの導入検討
地域のにぎわい創出のための公園再生	身近な公園・緑地のにぎわい創出、公園活性化に関する協議会の設置
地域の実情に合わせた公園の管理運営	住民・事業者・行政の協働による管理運営
民有地緑化の推進	東浦町都市緑化推進事業補助金を活用した支援
保存樹木・保存樹林指定による緑の保全	東浦町樹木等保存要綱に基づく補助金交付
緑のまちづくりの情報発信の充実	広報紙やウェブを活用した情報発信、緑化支援制度などの周知・PR
緑化イベントの開催	植樹祭や講習会などの緑化イベントの開催
公園・緑地の利活用促進	地域住民のアイデアによる利活用促進

2 施策の展開

めざすべき緑の姿を実現するため、基本方針に基づき、施策を設定します。

《いのちをまもる緑》

基本方針1 自然（緑・水）と共生し、災害にも強い緑のまちづくり

【施策の方向性】 緑と水のネットワークの形成

■ 河川と海岸線の緑の保全と活用

- ・本町の東端を流れる境川、町西部の丘陵地を源として流れ市街地を横断する5河川（石ヶ瀬川、岡田川、明徳寺川、豆搗川、須賀川）と、衣浦湾に面する海岸線は、本町の緑と水のネットワークの軸として、エコロジカルネットワークを形成する重要な役割を果たしています。近年の頻発する自然災害や南海トラフ地震による津波の発生に備えて、防災・減災対策も図りながら、良好な水辺環境の保全と活用を推進します。

■ 樹林地の保全

- ・まとまりのある樹林地やため池と一体となっている樹林地など、景観に優れたところや動植物の生息地として重要なところについては、地権者の協力を得ながら保全・活用を図ります。
- ・社寺や史跡地、文化財などと一体となった樹林・樹木は、歴史的景観を有する貴重な緑として保全に努めます。
- ・保安林や地域森林計画対象民有林などに指定されている樹林地は、市街化動向との調整を図りつつ保全を進めます。
- ・竹林の侵入などにより樹林地が侵食されている場合などは、地域住民との協働により、竹林の適正管理など、樹林地の保全に努めます。

■ ため池の保全と活用

- ・町内に点在するため池は、周辺の樹林地とともに貴重な自然環境を有しているものが多く、防災上においても洪水調整機能を有していることから、適切な保全と活用を図ります。

■ 農地の保全と農地利用の最適化

- ・本町の緑地の多くは農地で構成されています。農地は農業生産の場としてだけでなく、生物多様性の保全、防災、景観形成など、多面的な機能を有する貴重なグリーンインフラの一つでもあるため、今後も農地の保全に努めます。
- ・遊休農地については、地域とともに農地の保全の啓発や、農地バンク制度の充実を図り、農地利用の最適化をめざします。

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○河川やため池での環境保全活動、樹林地や社寺林の保全活動に参加します。 ○樹林地の保全のために竹林の適正管理を行います。 ○農地を保全するために地産地消に努めます。	○河川やため池などの水辺環境、樹林地の保全や周辺環境への配慮に努めます。 ○農地の保全や集積、農地の適切な利用と管理を行います。	○防災対策を図りながら水辺環境を整備します。 ○樹林地や社寺林を保全する仕組みを構築します。 ○ため池の耐震改修を行い、親水空間を整備します。 ○農地保全の啓発や農地バンク制度の充実を図ります。

【施策の方向性】生物多様性の保全

■ 里地里山の保全と活用

- ・東浦自然環境学習の森や高根の森、飛山池周辺など、里地里山の自然環境が残る場所については、各種団体と行政との協働により、保全活動を行っていきます。また、自然観察会や体験プログラムなどを充実させ、自然とふれあい、親しむ場としての環境づくりを行い、自然環境の保全活動への住民参加を促進します。



東浦自然環境学習の森

■ 環境保全活動の推進

- ・明徳寺川などの河川やため池などの水辺環境は、生物多様性が高いことから、環境学習や住民交流の場として活用し、住民、事業者、行政が協働による環境保全活動の取組みを推進します。



「明徳寺川の自然を守る会」の活動のようす

■ 外来種対策の推進

- ・オニバスなどの貴重種や地域固有の動植物を保護するため、外来種の侵入・拡大を防ぐ必要があります。生物多様性保全の大切さを住民に伝え、特定外来生物の侵入防止を推進します。



「東浦の自然に親しむ観察会」のようす

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○各種団体の保全活動を継続的に推進します。 ○河川などの水辺環境を環境学習や住民交流の場として積極的に利用します。 ○外来種の持ち込みを自粛します。	○樹林地の保全や生物の生息環境への配慮に努めます。 ○環境保全活動への積極的な参加と支援に努めます。 ○外来種の持ち込みを自粛し、特定外来生物の侵入防止に配慮します。	○住民が自然とふれあえる場を整備します。 ○各種団体との協働により、自然観察会や体験プログラムを充実します。 ○特定外来生物の侵入防止と啓発を行います。

【施策の方向性】安全・安心をまもる機能の拡充

■公園などの防災・減災機能の強化

- ・整備中の三丁公園については、災害発生時の避難・復旧活動の拠点としての機能を担う防災公園として整備を推進します。
- ・地域防災計画において、指定緊急避難場所に指定された公園やふれあい広場について、防災・減災機能の強化を図ります。



三丁公園のマンホールトイレ

■グリーンインフラ推進による防災・減災の取組み

- ・官民連携や分野横断による積極的・戦略的なまちづくりにおいて、火災の延焼の遅延や防止、雨水の浸透・貯留など、緑とオープンスペースが有する防災・減災機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組みを推進します。

■利用者の安全に配慮した緑のまちづくり

- ・老朽化した公園などの施設の計画的な更新や修繕により、施設を安全に利用できるように努めるとともに、公園の植栽や街路樹などの適正管理や生育環境の改善などにより、防犯面や災害リスクの低減など、利用者の安全に配慮した緑のまちづくりを推進します。

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○公園などの災害時の機能と役割を理解し、防災意識の向上に努めます。 ○防災訓練などにより災害時の防災公園や避難場所の使い方を日常的に学びます。 ○施設の安全性や防犯の視点で公園・緑地を見守ります。	○市街地再開発や商業施設整備などにおいては、防災・減災機能を活用するグリーンインフラの取組みに努めます。	○防災公園として三丁公園を整備します。 ○避難場所となる公園等の防災・減災機能を強化します。 ○官民連携により防災・減災機能を活用するグリーンインフラの取組みを推進します。 ○安全安心に配慮して公園施設の更新・修繕や植栽の適正管理を行います。

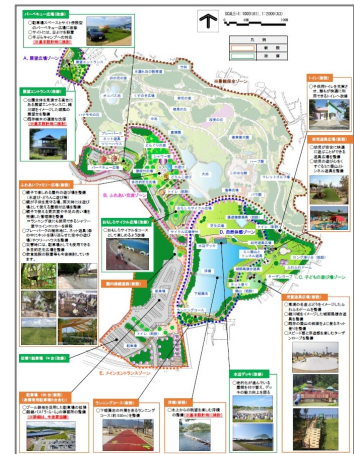
《暮らしをいろどる緑》

基本方針2 暮らしの質を高める緑のまちづくり

【施策の方向性】新たな都市構造との連携（都市の緑）

■ 拠点となる公園・緑地の維持・充実

- ・本町のレクリエーション拠点に位置付けられているあいち健康の森公園と於大公園は、住民のレクリエーションの場や憩いの場、集いの場、防災機能を有する場となっています。愛知県や周辺施設と連携し、機能の維持・更新に努めるとともに、利活用を促進します。
- ・於大公園は、開園から30年以上経過しており、施設の老朽化が進み、再整備が必要となっています。より魅力的なにぎわいのある公園をめざし、再整備事業を推進します。



於大公園の再整備基本計画図

■ グリーンインフラ活用型の都市づくりの推進

- ・持続可能な都市づくりをめざす本町では、ＪＲ緒川駅をはじめとした各駅周辺における拠点性の向上、駅を中心とした商業機能の適切な誘導を図っています。都市拠点や地域生活拠点に位置付けられている地域において、緑や水を活かした都市空間の形成を図るため、雨水流出の抑制や暑熱対策による都市環境改善など、官民連携によるグリーンインフラ活用型の都市づくりを推進します。

■ 公共施設の緑化推進

- ・公共施設の統合・廃止・縮小が図られる際には、緑とオープンスペースの確保をめざして、公共施設の緑化推進を図ります。
- ・ふれあい広場や水辺公園、みどり浜緑地などの港湾緑地、グラウンドやゲートボール場などのスポーツ施設、学校など、公共施設緑地の整備、維持・充実に努めます。

■ 古いまち並みの景観に配慮した緑のまちづくり

- ・緒川地区や生路地区を中心に古いまち並みが残り、社寺や入海貝塚などの史跡地と一体となった樹林地などの貴重な緑が残されています。こうした古いまち並みの景観はまちづくりの重要な資源であることから、暮らしやすい住環境の形成に配慮しながら、良好な景観の保全や景観整備に取り組めます。

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○拠点となる公園の使い方を住民の視点で提案します。 ○グリーンインフラ活用を理解し支援・協力を努めます。 ○古いまち並みの景観の保全に努めます。 ○社寺・史跡地などの緑を大切に保全します。	○駅周辺の商業施設などの整備においては、緑や水を活かした都市空間の形成に努めます。 ○市街地開発においては、周辺環境との調和、古いまち並みの景観への配慮に努めます。	○拠点となる於大公園の再整備事業を推進します。 ○官民連携により都市環境改善を実現するグリーンインフラ活用型のまちづくりを推進します。 ○公共施設の緑化推進を図り、公共施設緑地の整備、維持・充実に努めます。

【施策の方向性】緑による豊かな生活空間の形成（コミュニティの緑）

■ 身近に感じる公園・緑地などの整備・管理

- ・ 既成市街地の生活環境の改善を図るため、空き地や空き家などを活用した身近な公園・緑地、ポケットパークなどの整備を推進します。
- ・ 新たな住宅地の開発においては、身近な公園・緑地をあわせて整備します。
- ・ 新しく公園・緑地を整備する際は、計画段階より、公園の管理運営に関して住民と行政の役割分担を共有しアダプトプログラムの活用などにより、地域のコミュニティの緑として身近に感じる公園づくりをめざします。



三丁公園の計画づくりのワークショップのようす

■ 緑を感じて歩く道の整備

- ・ 明徳寺川の於大のみちは、本町のシンボルとなる緑道であり、さらなる充実を図るため、住民との協働による適切な管理と整備を推進します。
- ・ 町内6地域に設定されているウォーキングコースについては、街路樹や植栽などの整備と適切な維持管理、沿道や沿川の民有地緑化の推進などにより、緑を感じて歩く道としても整備を推進します。



於大のみちの桜並木

■ コミュニティの核となる緑とオープンスペースの確保

- ・ 既成市街地において、地域住民や事業者が主体となり、空き地や空き家などを活用した地域コミュニティの核となる緑とオープンスペースを確保するなど、市民緑地認定制度を活用した緑のまちづくりの推進を積極的に支援します。



事例：柏市「ふうせん広場」

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○計画段階から、公園の管理・運営に参画します。 ○地域の身近な緑地について市民緑地認定制度の活用を提案します。	○住宅地の開発などにおいては、適正な公園・緑地の整備に努めます。 ○事業者として市民緑地認定制度の活用を提案します。	○住宅地開発では適正な公園・緑地の整備を指導します。 ○計画・設計段階より住民との役割分担を共有します。 ○市民緑地認定制度を活用したまちづくりを支援します。

【施策の方向性】一人ひとりが実感できる緑のまちづくり（住民にとっての緑）

■ 緑に関する環境意識の向上

- ・住民一人ひとりが、地球環境問題や緑が持つ環境保全機能を理解し、緑に関する環境意識の向上を図るため環境保全活動や環境美化活動などに一人でも多くの人が参加できるように、環境学習や住民交流の場を充実させます。



環境美化活動（菜の花の種まき）のようす

■ 住民が楽しめる緑のまちづくり

- ・住民に長くこの町で住んでもらうため、日常的に公園緑地を楽しく使いこなせるよう、地域資源を活かした体験プログラムを実施するなど、本町の魅力を再発見できる場を提供します。



■ 住民の多様なニーズへの対応

- ・子どもや高齢者をはじめ、誰もが遊べるような公園（インクルーシブパーク）、ウォーキングや健康遊具など住民の健康づくりができる公園、福祉や子育て支援に活用できる公園など、住民の多様なニーズに対応できる公園づくりを推進します。



事例：インクルーシブパーク

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○地球環境問題や緑の役割を理解し、環境意識の向上に努めます。 ○地域の体験プログラムに参加します。 ○日常的に公園緑地を楽しく利用します。 ○公園でしたいことを地域や行政に伝えます。	○事業所内の社員・従業員の環境意識の向上に努めます。 ○事業者の視点で、ユニバーサルデザインの公園づくりを提案します。	○環境学習や住民交流の場を充実させます。 ○地域資源を活かした体験プログラムを実施します。 ○住民のニーズを聴く機会を設け、多様なニーズに対応できる公園づくりに努めます。

《未来につなぐ緑》

基本方針3 人と地域のつながりを大切にした持続可能な緑のまちづくり

【施策の方向性】多様な主体との持続可能な連携

■ アダプトプログラムによる地域活動の推進

- ・本町で活動するグループや町内の事業者（2名以上のグループ）が行う道路や公園などの公共の場所での美化・保全活動（散乱ごみや落ち葉などの収集、除草など）をアダプトプログラムにより支援し、緑のまちづくりをより一層推進します。



アダプトプログラムによる活動

■ 緑地保全・緑化推進活動団体の育成・支援

- ・本町では、里地里山の再生・保全のための活動団体をはじめ、緑地保全・緑化推進活動団体があることから、これらの活動団体の育成・支援を行います。また、必要に応じて、「みどり法人」制度を活用します。



「明徳寺川の自然を守る会」の活動

■ 民間活力導入による公園の管理運営

- ・これまででは行政主導で公園の管理運営を行っていましたが、今後は指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度、市民緑地認定制度など、民間活力導入による、住民ニーズに対応した柔軟的で効率的な公園の管理運営を推進します。

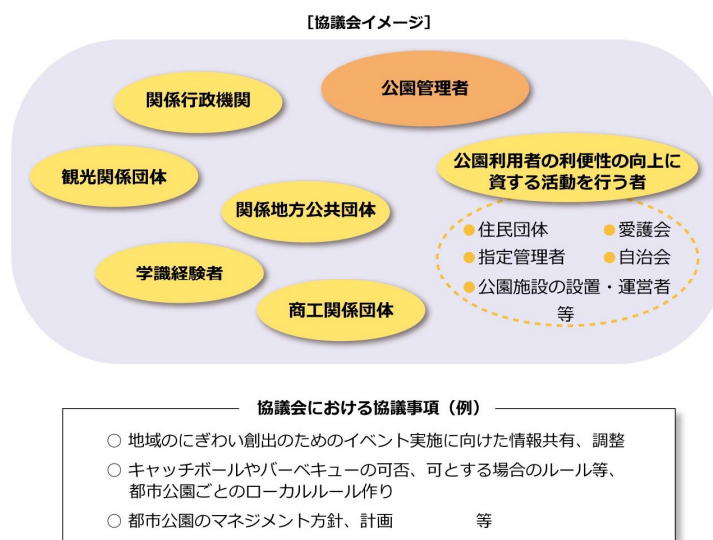
協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○アダプトプログラムに参加します。 ○地域活動団体に住民が参加しやすい体制づくりに努めます。 ○地域団体やNPO法人が地域活動のコーディネートに努めます。	○アダプトプログラムに参加します。 ○事業者として公園緑地の管理運営へ参入します。 ○民間事業者の視点から緑のまちづくりを提案します。	○アダプトプログラムの手続きや運用を改善します。 ○緑地保全・緑化推進活動団体を育成・支援します。 ○住民・事業者の「みどり法人」制度の活用を支援します。 ○指定管理者制度など、民間活力導入を推進します。

【施策の方向性】 地域をつなぐ緑の交流の推進

■ 地域のにぎわい創出のための公園再生

- ・地域の身近な公園・緑地などのオープンスペースが、地域のにぎわいを創出し、地域活性化に寄与できる事例が増えています。身近な公園・緑地の活用方法を地域で検討し、新しい交流の場となるような公園再生に取り組みます。必要に応じて、公園利用者の利便性の向上に資する必要な協議を行う協議会の設置を推進します。



■ 地域の実情に合わせた公園の管理運営

- ・少子高齢社会の進展、住民ニーズの多様化など、地域の実情に合わせた公園の管理運営を行うために、住民、事業者、行政の役割分担を共有し、協働による管理運営を推進します。

■ 民有地緑化の推進

- ・民有地の建物や敷地を緑化するために、愛知県の「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した「東浦町都市緑化推進事業補助金」により、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化及び生垣設置を支援し、民有地緑化を推進します。

■ 保存樹木・保存樹林指定による緑の保全

- ・地域に親しまれている老木や名木などについては、「東浦町樹木等保存要綱」に基づき、保存樹木・保存樹林に指定し、管理費などに対し補助金交付を行い、地域の緑の保全に努めます。

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○地域の身近な公園・緑地の再生の方法を提案します。 ○公園の活性化を目的とした協議会に参画します。 ○公園の管理運営に関して行政と役割分担します。 ○ガーデニング、生垣など民有地緑化を行います。	○CSR 活動・SDGs の取組みの一環として地域の公園再生などの取組みを支援・協力します。 ○協議会による管理運営を積極的に支援します。 ○事業所内の屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化を積極的に行います。	○地域の実情に合わせた公園・緑地の再生に取り組めます。 ○公園活性化を目的とした住民主体の協議会の設置を推進します。 ○事業者の協働への参画を積極的に支援します。 ○保存樹木・保存樹林の維持管理を支援するとともに、周囲の樹林地等を保全する仕組みをつくりまします。

【施策の方向性】 未来につなぐ仕組みづくり

■ 緑のまちづくりの情報発信の充実

- ・緑のまちづくりの普及啓発に向け、広報紙やパンフレット、ホームページ、SNS などを活用した、緑のまちづくりに関する情報発信を行います。
- ・民有地や事業所などの緑化を支援する制度、地域の緑のまちづくりを支援する制度などの周知・PRを積極的に行います。

■ 緑化イベントの開催

- ・各種のまつりやイベントを、住民が緑に関心を持ち地域活動に参加するきっかけとなる場として捉え、植樹祭や講習会など、緑化PRイベントを開催します。



東浦町自然観察会

■ 公園・緑地の利活用促進

- ・本町では、学校活動やイベントなどで、公園・緑地を利用される場合、「都市公園内行為許可申請書」の届け出をお願いしています。今後、より一層、地域のにぎわいの場、交流の場として公園・緑地を使いこなしてもらうために、地域特性を考慮しながら、住民や事業者の様々なアイデアで公園・緑地を利活用できるような仕組みをつくります。

協働の進め方

住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
○積極的な情報の取得や発信に努めます。 ○緑化イベントに積極的に参加します。 ○ワークショップに積極的に参加し、住民から利活用のアイデアを提案します。	○情報発信や広聴活動への協力、支援に努めます。 ○緑化支援制度を活用して緑化を推進します。 ○地域の緑化イベントなどに積極的に参加します。	○緑のまちづくりに関する情報発信を行います。 ○緑化支援制度などの周知・PRを行います。 ○緑化イベントなどを開催します。 ○住民参加のワークショップを開催し、公園・緑地の利活用を促進するための仕組みをつくります。

〈緑に関する地域活動の例〉

東浦町自然環境学習の森

「東浦町自然環境学習の森」は、『里地里山として自然環境の保全を図るとともに、みなさんが楽しみながら自然とふれあい、人と自然の関係を学ぶ場』として、愛知県の治山事業により整備されました。

大切な自然を守るため、「自然環境学習の森 保全・育成の会」を中心として、住民の方々による保全活動が行われています。



藤江小学校の学校林活動

小学校の学校林である竹林を、児童の遊び場・学びの場として活用しています。竹林整備で発生した竹を有効活用し、竹炭を作る過程の学習、地域に竹炭を配布、地域の河川の水質浄化に竹炭を活用するなど、多岐にわたる活動を行っています。

こうした活動が評価され、「平成 30 年度全日本学校関係緑化コンクール 学校林等活動の部 小学校の部 特選（農林水産大臣賞・日本放送協会会長賞）」を受賞しました。



生路井の管理

地元では「森井戸」と呼ばれ、かつて村の人の飲み水として利用されていた生路井。水が流れ出してくる辺りを「井之口」といい、豊かに水が湧き出していたこの辺りも井之口と呼ばれていました。時間の経過とともに井之口が井口、イクジとなり、村の名前になったと言われています。

生路井は現在も地元住民により管理され、3 月には祭事を催して守り管理しています。

